

論点に対する回答

分野	消防の設備等に関する基準の公開・統一
省庁名	総務省（消防庁）
<p>事業者が消防設備の設置、危険物の製造所の設置等に関し、所轄消防署と消防折衝を行う際に、政令、条例の他、地方公共団体の行政指導指針に則り指導されることがあるが、行政指導指針が公開されていない地方公共団体が多々あり、事前に確認できないことから設計の変更が発生するなど非効率な状態となっている。</p> <p>また、消防設備、危険物に関する基準が地方公共団体ごとに異なることにより、設計、コスト等に関して事業者の負担となることがある。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。</p>	
<p>【論点 1】 消防設備、危険物に関する行政指導指針の公開について</p> <p>① 国民の生命、身体及び財産を火災から保護する等のための事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上の観点、また、公表している地方公共団体もいることから、行政指導指針を設けている全ての地方公共団体にて行政指導指針をインターネット上で公開することが望ましいと考えるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>② 行政指導指針を設けている全ての地方公共団体にて行政指導指針を公開させるために、消防組織法第 37 条に基づく技術的な助言としての周知等の対応が考えられるが、対応方針について消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>③ 着実に地方公共団体に公開してもらう方法として、消防庁において行政指導指針の公開を原則とするといった所要の個別法令上の措置等を講じることも考えられるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>地方公共団体の行政指導指針については、たしかに行政手続法第 3 条第 3 項の規定により、同法 3 6 条の行政指導指針の公表義務の適用外となっているものの、同法 3 6 条の通り行政手続法上は公表が原則である。また、消防設備、危険物に関する行政指導指針については、国民の生</p>	

命、身体及び財産を火災から保護する観点から、公表の必要性が高いものと考えられる。

【参考事例 1】令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」 p. 24)

【参考事例 2】令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」 p. 25)

【参考事例 3】令和 4 年 12 月の中間答申において、「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」のため、「国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる」こと及び「全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革推進に関する中間答申」 p. 20)

【回答】

①から③まで 御指摘を踏まえ、消防庁において、消防法第 10 条第 4 項及び第 17 条第 1 項に基づき政令で定める技術基準並びに同法第 9 条の 4 第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき市町村条例で定める技術基準に関して、各消防本部において行政手続法上の行政指導指針に相当するものを策定及び公表しているか等について把握し、その結果も踏まえて、消防組織法第 37 条の規定に基づく技術的な助言も含めて必要な対応を検討します。

なお、「消防庁において行政指導指針の公開を原則とするといった所要の個別法令上の措置等を講ずること」については、

- ・ 行政手続法第 3 条第 3 項の規定により、地方公共団体の行政指導については、同法第 2 章から第 6 章までの規定は適用しないこととされてい

るが、同法第 46 条の規定により、地方公共団体は、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていること

- ・ これまでの地方分権改革において、地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けについて見直しがなされてきたこと
 - ・ 消防組織法第 36 条において、市町村消防の原則として、その自主性を積極的に確保していること
- 等を踏まえると、慎重な検討が必要と考えます。

【論点 2】消防設備、危険物に関する基準の統一について（法令解釈による差異）

以下【事例】のように、地方公共団体の法令の解釈によって生じたと考えられる差異があり、解釈による差異を生じさせないようにすべきではないかと考えるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。

【事例】

危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 12 号において、「屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備」には、流出防止の措置の一つとして、①その直下の地盤面の周囲に囲いを設ける、又は②危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとされている。このうちの②の措置による流出防止を認める地方公共団体と②に該当する措置が存在しないと判断している地方公共団体がある。

【参考】危険物の規制に関する政令 第 9 条第 1 項第 12 号

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ 0.15メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。

この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあっては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

【回答】

御指摘の「事例」で挙げられている危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」の規定については、現在のところ規定されていませんが、今回の御指摘等を踏まえ、側溝等による代替措置についてその要件を検討し、必要な措置を講じて参ります。

なお、法令の規定に疑義のある場合は、適宜通知等により解釈を示しており、今後も具体的な疑義があれば同様の対応を行って参ります。

【論点3】 消防設備、危険物に関する基準の統一について（条例解釈による差異）

消防法上、条例によって定めることとされている技術基準について、地方公共団体の条例の定めが一義的に明らかでなく、曖昧な条例の規定を補うために別途運用基準等を設けている地方公共団体もある（例：消防法第9条の4第2項に基づく技術基準）。

また、技術基準を定める条例の規定において同様の文言が用いられている場合であっても、地方公共団体によって解釈が異なることにより地域ごとにばらつきが生じており、広域的な事業活動を行う事業者にとって負担となっているとの指摘もある。

技術基準は、その性格上できる限り具体的に定めなければならないところ（行政手続法第5条第2項、第12条第2項参照）、条例（例）を発出したり、条例の定めをできる限り明確なものとするよう技術的助言をするなどして問題の解消を図ることが考えられるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。

【事例】 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵する場合

A市

【火災予防条例】 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

【防油堤の設置基準】 タンク容量の 110%以上

B市

【火災予防条例】 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

【防油堤の設置基準】 タンク容量の 100%以上

【回答】

消防庁では、市町村の執務の参考となるよう火災予防条例（例）を示しており、各市町村の火災予防条例は、これを踏まえつつ、地域が抱える課題や特性に応じて制定及び運用されているものと承知しています。

御指摘の「事例」については、火災予防条例（例）で「液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。」と規定しており、規制改革ホットラインからの求めに応じて、令和2年3月に、当該有効な措置として「タンク周囲に、タンクの最大容量以上の量を収納できる容量の囲いを設けること」を地方公共団体に対して通知で示しています。

この通知において「タンクの最大容量以上の量」は、タンクの最大容量の100パーセント以上であることを示しています。今後、このことについて、各種会議等様々な機会を通じて、市町村に対して改めて周知を図って参ります。

なお、火災予防条例（例）の規定に疑義のある場合は、適宜通知等により解釈を示しており、今後も具体的な疑義があれば同様の対応を行って参ります。

以上